

### 補助金を活用して山の手入れをしませんか

問 玉名森林組合 ☎0968・34・2052

#### 健康な森林は間伐から

当町の森林面積は5,159haであり全体面積の52%と町全体の半分以上を占めています。そのうち民有林の約43%が杉を主体とした人工林で、伐採期に達している森林が増えています。森林を放置すると、木が密集し風通しや日当たりが悪くなります。下草が生えなくなるため、わずかな降雨などで土砂が流出しやすくなり、災害などの危険が高まります。

また、樹木の成長や根の発達が阻害されるため、木がさらに細く弱々しくなり、雪や風による倒木被害を受けやすくなるなど、さまざまな問題が生じます。水資源の確保や土砂流出の防止など、森林のもつさまざまな公益的機能を十分に発揮させるために、間伐は必要不可欠です。

#### 森林組合が山林づくりをお手伝いします

玉名森林組合では、みどりを育てていくため、間伐事業を推進しています。私たちにきれいな水や空気をもたらしてくれる大切な自然を次の世代に引き継いでいくために森林整備を行いましょ。森林の病虫害・風水害などの被害を防ぎ、質を保つためには、間伐が必要です。人手不足や技術面などの理由で、間伐できない人に代わり、玉名森林組合が間伐を行います。

#### ●間伐等森林整備促進対策事業（杉・ヒノキの伐採及び搬出）

- 樹種 杉・ヒノキ
- 林齢 杉 80年生以下、ヒノキ 90年生以下
- 面積 0.10ha 以上
- 伐採率 20%~30%程度
- 伐採木処理 利用材として搬出要件あり

#### ●熊本県多様で豊かな森林づくり事業

- 事業内容 人工林内の竹のみの伐採
- 面積 0.10ha 以上

#### ●熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業

- 樹種 杉・ヒノキ（間伐と併せて侵入した竹の伐採）竹のみの伐採は不可
- 林齢 16年生~
- 面積 0.10ha 以上
- 伐採率 40%程度
- 伐採木処理 木材は林内に集積

#### その他 10年間の皆伐禁止の協定が必要



間伐前

間伐後

### 三加和中学校起業体験で開発した商品が熊本県立大学の学食弁当に採用されました。

三加和中学校では、令和2年度、起業体験活動で商品開発を行いました。その活動で生まれた商品の中から「コロケ（チーズ・コーン）」、「パウンドケーキ（ベジタブル・さつまいもとクルミ）」、「いきなりだんご（よもぎ）」が熊本県立大学の学食弁当のおかず採用され、1月19日~21日の3日間限定で発売されました。コロナ禍で学生が少ない中でしたが、とても売れ行きが好調で、お弁当は完売しました。また、購入した人からも、「とてもおいしいです」と大変好評でした。



## 「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！政治家の寄附を求めない！受け取らない！



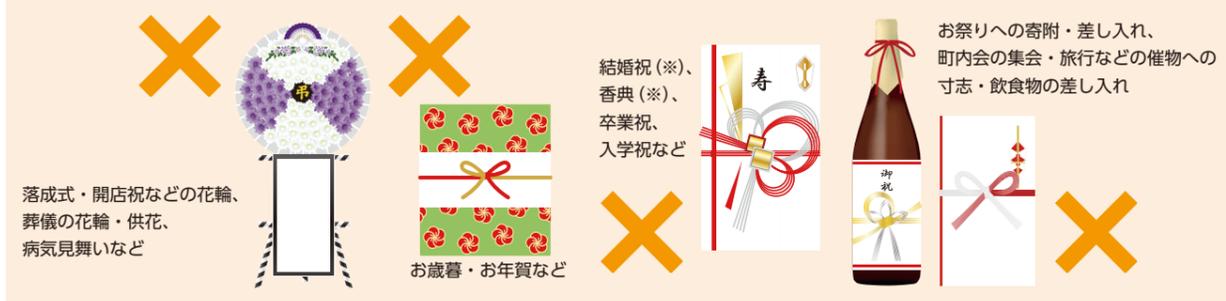
年末年始や年度末はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝いの事をする機会が多いシーズンです。そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかららない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附は禁止！  
有権者が政治家に寄附を  
求めることも禁止！

### 政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

### 次の行為が禁止されています

- 政治家の寄附の禁止  
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止  
政治家に対して寄附をしようとするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- 政治家の関係団体の寄附の禁止  
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をしようと罰されます。
- 政治家の後援団体の寄附の禁止  
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為  
○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。  
○政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

(なるほど！選挙「寄附の禁止」)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

問 和水町選挙管理委員会（総務課内）☎0968-86-5720

